

## 1 議事日程

[令和7年太宰府市議会 総務文教常任委員会]

令和7年11月12日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第53号 大宰府展示館の指定管理者の指定について  
日程第2 議案第54号 水城館の指定管理者の指定について  
日程第3 議案第55号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について  
日程第4 議案第56号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について  
日程第5 議案第57号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について  
日程第6 議案第58号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について  
日程第7 議案第59号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について  
日程第8 議案第60号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について  
日程第9 議案第61号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について  
日程第10 議案第64号 太宰府市立大宰府跡遺構保存履屋条例の一部を改正する条例について  
日程第11 議案第65号 太宰府市長等政治倫理条例の制定について  
日程第12 意見書第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書

## 2 出席委員は次のとおりである（5名）

委員長	陶山良尚	議員	副委員長	神武綾	議員
委員	堺剛	議員	委員	徳永洋介	議員
〃	馬場礼子	議員			

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

総務部長 (経営企画担当)	轟 貴之	教育部長	添田邦彦
総務部理事 (市長室担当)	杉山知大	教育部理事	平野善浩
総務部理事 (総務担当)	宮崎征二	議会事務局長	野寄正博
総務課長併 選挙管理委員会事務局長	鳥飼太	社会教育課長	井本正彦
経営企画課長	宮原竜	学校教育課長	鍋島順一
文書情報課長	立石泰隆	文化財課長	井上信正
管財課長	松隈誠宏	文化学習課長	茂田和紀
管財課公共施設整備担当課長併 社会教育課教育施設整備担当課長	福田久博	スポーツ課長	橋川史典
防災安全課長	糸山邦明	監査委員事務局長	松尾誓志
地域コミュニティ課長	高田政樹	議事課長	花田敏浩
会計課長	松井百合子		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 三 舛 貴 市

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1から日程第3まで一括上程

○委員長（陶山良尚委員） お諮りします。

日程第1、議案第53号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」から、日程第3、議案第55号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（井上信正） おはようございます。

それでは、「大宰府展示館」、「水城館」、「太宰府市文化ふれあい館」の指定管理者の指定についてご説明いたします。

三館ともに今年度にて指定管理者が終了するのに伴い、「太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人古都大宰府保存協会を大宰府展示館及び水城館、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の候補者に令和8年度から3年間にわたり選定しましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

説明は以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第53号について質疑はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） ありがとうございます。

古都大宰府保存協会のほうでということなんですけども、現状として私はこの大宰府展示館については1つ、建物の老朽化の課題、それと事務スペースの狭さ、こういう機能不全、そこまでは言いませんけど、機能が不足してるのではなかろうかというふうに思います。今後、この施設の改修更新に向けた取組を具体的に検討されているのか。また、指定管理者がこうした

環境制約の中でどのように運用改善を図れるのか、お聞かせいただければと思います。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上信正） 施設の改修について、また施設の老朽化をどうしていくかということについてのご質問ですが、まず改修につきましては、今現状の公共施設の整備の計画に基づいて、施設改修については、毎年予算の要望を出させていただいているところではございますけれども、幸いに令和元年の入館者が多かった時期に、施設の改修、展示ケースの改修とか、スロープをつけたりとかというところをさせていただいております、今のところ大きな不具合がないというところで、今のところ大きな改修要望というのは展示館については出てはおりません。

一方で、老朽化の問題がございまして、これにつきましては、大宰府跡整備基本計画を昨年作りましたけれども、これに基づいた基本設計の中で展示館の改修について今考えておりますので、それについては今後その内容を定めたところで、またこの先でやっていこうというふうに思っております。

なお、運用については、今ある展示館の機能も最大限に今使っているところがございます、確かに多くの史跡解説員なども抱えております。事務所も非常に狭うございますけれども、その中を指定管理者のほうで何とかやりくりしていただいている状況が続いているというところです。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですかね。ほかにはありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 大宰府展示館、水城館、太宰府市文化ふれあい館の1年間のある程度の入場者数とか分かれば教えていただければ。

○委員長（陶山良尚委員） 取りあえず展示館、今、展示会の議案なので、個々に今質疑を受けますので。

文化財課長。

○文化財課長（井上信正） 大宰府展示館の入館者数ですけども、ここ5年ほどのデータでご説明いたしますが、令和2年度、コロナ禍で非常に少なかった時期が7,083人、令和3年度7,144人、コロナが明け始めた令和4年度から1万4,411人、令和5年度は1万6,317人、令和6年度は1万6,924人と少しずつ増加している状況があります。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） ほかには。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 非公募に当たって、その理由づけがあると思うんですけど、その1つに昭和52年の覚書があるんですけど、福岡県知事と太宰府町長と財団法人古都大宰府を守る会、これが保存協会にはなってると思うんですけど、この3団体との覚書が昭和52年になって

る、これはいつまでのものなのか。もうずっとこれは使われていくものなのかというのを1つお聞かせください。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上信正） 昭和53年に覚書を交わしまして、大宰府の史跡を守る、また維持管理していくために大宰府を守る会がつくられまして、これを活動を支えていくということで、県、町、地元の財界も含めたところでの活動が始まったというところでございます。これにつきましては、今の古都大宰府保存協会がそのまま引き継いでおりますので、この覚書については期限があるという状況ではないというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） この覚書があることによって、保存協会のほうに非公募で指定管理、指定をお願いするという理由づけになってると思うんですけども、それは分かりました。

そして、先ほど堺委員も言われましたけど、ここの人員のことなんですけど、やっぱり古都大宰府保存協会さんの中で支えてあって、三館の中心的な館になると思うんですけども、そういう中で、学芸員さんの専門家の雇用の保障というところが保存協会の中でされてると思うんですけども、市からの人的な補助というか、雇用保障みたいところはどんなふうになっているのか、そこのところをお聞かせください。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上信正） 古都大宰府保存協会につきましては、補助金を市のほうから出させていただいております。これにつきましては、人件費に充当されているということがございます。

今、専門の学芸員のことを言っていましたけども、非常に今マスコミもよく出ていただく、ケーブルテレビなどですね、あと、学校の対応、学校の出前授業、非常に活動をしていただいて、これが入館者数とか大宰府の史跡の理解に大いに貢献していただいていると思っております。この学芸員をまた支えていくというところでの市の支援、また市からも職員への支援、いろんな形でさせていただいているところがございますけれども、今のところ、給与といえますか、そういったところにつきましては、保存協会から上がってくる内容につきまして、それに基づいて市のほうも補助を検討してまいったという状況でございます。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） 馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） こちらの指定管理更新後の改善目的とか、改善計画とか、あるいは私、正直、来館者数思ったより多いなと思ったんですけども、そういった来館者数の内容、こういったところでどういう目的でどうしたというようなそういったアンケートとか、あるいは、今度さらに来館者を増加するための展示の更新とかそういったものはどういうふうになっている

んでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上信正） 先にちょっと先ほど発言したものを修正させていただきます。

覚書が昭和53年に締結ということを申し上げましたけど、昭和52年2月に締結しているということで、失礼いたしました。修正いたします。

今ご指摘のありました指定管理の来館者数をどう増やしていくかというご質問でよろしかったでしょうか。

○委員（馬場礼子委員） 展示の更新とか、今後の更新後の改善計画について。

○文化財課長（井上信正） 来館者を増やす努力というところは、特に、昨年度まで2か年行ってきました大宰府アカデミー令和編という事業がありまして、全国からオンラインで視聴もできたということもありまして、全国から応募がっております。こうした方々への大宰府のPRと申しますか、いうところを保存協会非常に行っていたいておりまして、それで入館者数も徐々に増えてきてる、いろんな方々がいらっしゃってるという状況がございますので、これも引き続き続けていければというふうに思います。

利用者のアンケートですけれども、今の指定管理の中につきましては、特に今展示している内容についてのご不満とかいったところはございませんが、どうしても施設が狭うございますので、そこにつきましては、また施設改修を今後やっていく中でも、少しスペースを増やすというようなところを今計画の中で検討しているところではございまして、これにつきましてはもう少し長い目で考えていければというふうに思っております。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） 次に、議案第54号について質疑はありませんか。よろしいですかね。馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） 私の個人的な感想なんですけど、水城館はほとんど、もちろん史跡解説員も立ってませんし、あそこ自体がそもそも何なのかなという状況で、本当に静まり返ってる時もあるんですけども、そこが水城館ですよみたいな存在価値というかそういったものを示すための、例えば看板とかそういったのを前から私ご依頼してたんですけども、あそこに、大宰府の史跡地入ってきてすぐに水城館というのがあるので、そういったものをするための提案とかそういったものは指定管理のほうでは何かされてませんか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上信正） 以前ご指摘いただいているということですが、今のところ、水城館の場所を大きく表示するようなものは立っていないという状況でございます。

実は、以前のお話にもありましたが、水城跡自体の表示をもっと大きくしてほしいとか、水城館だけではなくてそういう議論も実はさせていただいておりまして、議会でも取り上げられ

ましたと思いますし、そういった話は出てきておるんですけども、いかんせん史跡地の中というところがございます、なかなか表示が立てにくいところもございます。

これにつきましては、今議員おっしゃった内容も含めて、今後また検討はしていこうとは思っておりますけれども、大きな水城の整備がまだ途中ということもございますので、この整備計画の中でできることは、これ大野城市、福岡県とも話をしている状況でございますので、その中で協議検討していければというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） 次に、議案第55号について質疑はありますか。よろしいですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

議案第53号について討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号について、可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第53号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」は、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成4名、反対0名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） 次に、議案第54号について討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号について、可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第54号「水城館の指定管理者の指定について」は、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成4名、反対0名 午前10時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） 次に、議案第55号について討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第55号について、可決することに賛成の方は挙手願います。  
（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第55号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」は、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成4名、反対0名 午前10時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4及び日程第5を一括上程

○委員長（陶山良尚委員） お諮りします。

日程第4、議案第56号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」及び日程第5、議案第57号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。  
文化学習課長。

○文化学習課長（茂田和紀） 議案第56号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」と議案第57号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」を一括して説明させていただきます。

太宰府市民図書館及び太宰府市いきいき情報センターにつきまして、来年3月31日をもちまして指定管理の期間が満了しますことから、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間ににつきまして、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定しましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。  
議案第56号について質疑はありませんか。  
堺委員。

○委員（堺 剛委員） 実績だけお伺いしておきます。

指定管理者の実績の市の評価ということで、市民図書館を含む指定される財団は、複数、公共施設を管理されている実績があると思います。前期の指定管理期間における市民図書館の運営実績について、市はどのように評価しているのか。特に、来館者数、貸出冊数、利用者満足度、読書推進事業等の実施成果について、市の見解を求めたいと思います。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（茂田和紀） これまで文化スポーツ振興財団が指定管理者として管理運営を行っておりますけれども、図書館利用率の向上や読書活動の啓発、市内外の関係機関との連携などに取り組んでいるところでございます。

コロナ禍後の利用者数増加や利用者満足度向上など目に見える成果を上げておまして、利用者の満足度につきましては、スタッフの対応に対する満足度につきましては、令和6年度の数字でございますけれども、81.2%として、前年度と比較して1.2ポイント上昇しております。

それから、来館者数につきましては、令和5年度と令和6年度を比較しますと、市民図書館自体の本館の利用者数につきましては、若干でございますけれども伸びております。令和6年度末で7万1,011人、前年度と比較しまして約150人ほど増えております。

それから、移動図書館につきましては、若干減少しております。こちらにつきましては、例えば、真夏の非常に暑い時期に小学校の昼休みに合わせて回っておるわけでございますけれども、サマータイム制の導入とかで、ちょうど昼休みの時制と合わなくなってしましまして、巡回時間にちょうど昼休みが当たらないとか、子どもたちが暑くて外に出れないとか、そういった状況で、小学校の移動図書館の利用がちょっと伸び悩んでおります。そういった状況から、全体の利用者数につきましては若干減少しているところでございますけれども、その代わりに、例えば、中学生に対する貸出数が増加しますように、利用者カードの作成について、学校司書と連携して図書の利用カードの発行に努めたりですとか、高齢者施設を訪問しまして、移動図書館の利用促進を図ったりということで取組を進めているところでございます。

また、子ども読書活動推進計画や学校図書館基本指針に基づき、図書館システムの統合や学校との連携を進めておまして、体制構築にも貢献してきたところでございます。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 文化スポーツ振興財団のほうに非公募でということですと続いてきてるんですけども、読書離れとか、あと、本屋さんが減ってきているということが社会問題、社会問題というかよく取り上げられてますけど、そういう点から、事業者さんのほうから指定管理に興味があるというような問合せは実際あってるんでしょうか。その点だけお聞かせください。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（茂田和紀） 私が文化学習課にまいりまして以降、そういった問合せは今のところ来てない状況です。また、過去の担当者からもそういった話は聞いておりません。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） 馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） 読み聞かせとか子ども向けの何かイベント、そういった開催数とか、先ほどおっしゃった市内の学校との連携というのをもう少し具体的に教えてください。

○委員長（陶山良尚委員） 文化学習課長。

○文化学習課長（茂田和紀） 様々な読書活動のボランティア団体と連携をしております、例えば、毎週水曜日には乳幼児向けのお話会がありますとか、土曜日には子どもさん向けのお話会、それから、各公民館のほうで市内に幾つか読書ボランティアの団体がございますけれども、そういった団体さんのほうでお話会を開催していただいたりですとか、学校との連携につきましては、授業で使う資料の貸出しとしまして、授業支援図書の貸出しを行っておりますほか、団体貸出しでありますとか、あと、教室の後ろの棚によく本が置いてありますけれども、学級文庫と言っておりましたけれども、今、学年文庫としまして、各小学校のほうから学年ごとに貸出しの申込みがあった本につきましては、図書司書のほうで小中学校のほうに運んでいまして、子どもたちの読書推進に努めているところでございます。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいでしょうか。

それでは、次に、議案第57号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

議案第56号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号について、可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第56号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」は、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成4名、反対0名 午前10時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） 次に、議案第57号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号について、可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第57号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」は、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成4名、反対0名 午前10時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6から日程第9まで一括上程

○委員長（陶山良尚委員） お諮りします。

日程第6、議案第58号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」から、日程第9、議案第61号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） 議案第58号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」から議案第61号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」までを一括してご説明申し上げます。

まず、議案第58号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」からご説明いたします。

太宰府市立北谷運動公園につきましては、令和5年4月1日からの3年間を、一般社団法人太宰府市スポーツ協会を指定管理者として指定しておりますが、その期間が令和8年3月31日で満了となりますことから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、一般社団法人太宰府市スポーツ協会を令和8年度から3年間にわたり太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第59号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府歴史スポーツ公園につきましては、令和5年4月1日から3年間、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者として指定しておりますが、その期間が令和8年3月31日で満了しますことから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第

5条の公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を令和8年度から3年間にわたり太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第60号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市立大佐野スポーツ公園につきましては、令和5年4月1日から3年間、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者として指定しておりますが、その期間が令和8年3月31日で満了となりますことから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を令和8年度から3年間にわたり太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第61号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市体育センターにつきましては、令和5年4月1日から3年間、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者として指定しておりますが、その期間が令和8年3月31日で満了となりますことから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を令和8年度から3年間にわたり太宰府市体育センターの指定管理者の候補者に選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定するに当たり、同法同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第58号について質疑はありませんか。

馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） こちらの団体利用者の数を教えてください。

○委員長（陶山良尚委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） すみません、団体の数まで今手元に資料がございませんが、利用者数としては3万5,216名、令和6年度の数字でございます。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） 例えば、団体利用の中で公平性というのはちゃんと保たれてるんでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） 施設予約等で管理されておりますので、公平性は保たれていると思います。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） 次に、議案第59号について質疑はありませんか。  
堺委員。

○委員（堺 剛委員） 歴史スポーツ公園の指定管理者の指定についてお伺いたします。

実は、会派公明党として、先日、市民相談を受けました。その中で、市民相談の方から疑義の申出がございましたので、まず確認をしておきたいと思います。

1つは、市民のほうから言われたのは、国・県のほうとの関わり合いの中で、1点目は、歴史スポーツ公園の運動施設の面積に関する情報開示、2点目は、有料施設の予約時間外における指定管理者の施設対応について、国・県あたりか関係機関のほうから通知、勧告等があったのかなかったのか。この辺り確認させてください。

○委員長（陶山良尚委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） スポーツ公園の運動施設の面積と、有料施設の予約時間外における指定管理者の確保ということですかね。ということであれば、国・県からの勧告が行われているという事実はございません。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） 私も市民からいただいた情報の中で、メール等、連絡等で通知があったものと私も認識しているところなんですけど、実際、運用上の問題・課題の中で、スポーツ公園の運動施設の面積、それと、運用上の問題・課題ですね、この2点について疑義の申出がありまして、現状、証拠書類も私も拝見させていただきましたら、信用に足り得る資料であるなというふうに思っております。

こういったことを踏まえると、この件につきましては、長年にわたって市は指定管理者である公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団に対して、条例規則のほかに明確な実施要領的な、策定とか、仮にですね、要するに具体的に運用上の問題でございますので、ルール化をなぜ指導しなかったのか。この辺り市のほうの見解があれば、述べていただきたいと思います。

○委員長（陶山良尚委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） 指定管理者の実施要領の整備ということでございますが、現在、指定管理者とは条例規則に基づいて運用を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 堺委員。

○委員（堺 剛委員） この課題が、私は今後の対応について申し上げておきますが、先ほど申

上げました2点、指定管理上、制度の運用上ですね、管理者である市が、これはちょっとすみません、論点がずれてると思います。今回、指定管理者の指定についての議案でございますので、論点がずれてると思いますが、でもこれは管理主体者として、私はこれは申し上げておきたいと思いますが、市が是正措置を講じるべき課題ではないかなというふうに思っておりますし、改めて、市はこの辺りの課題認識について、方針とか今後対応する等の見解を示すことはできますか。

○委員長（陶山良尚委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） 今後も、市民の皆様が安心して施設を利用していただきますよう指定管理者と連携して、ますます市民のサービスの向上に努めていきたいということでございます。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 今、堺委員がおっしゃいましたけども、同じようなご相談がいろんな議員さんのところにあっています。一般質問なんかでも取り上げられてますので、歴史スポーツ公園の在り方について、それから、運営管理については厳しく見られていると思うんですね。担当課のほうにもお話あってると思うんですけども、そんな中で、ちょっと1つ確認したいところが、利用時間のことなんですけど、運動公園の条例においては2時間を限度にというふうになってますが、規則では3時間というふうな明記がされていると思います。条例は2時間、規則は3時間というこの時間の差がですね、管理される財団さんのほうもどのように対応していか分からないというような混乱にもなっているのかと思いますけれども、この点については、どのように指導されているのかというのを聞かせていただけますか。

○委員長（陶山良尚委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） 現在は、太宰府市立運動公園条例施行規則に定めてます、1日1目的につき3時間以内とするというところでの運用をさせていただいているところでございます。条例等、規則等にそごがあるということであれば、適宜改正を検討していかないとはいけません。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） そごがあればというか、そごはあると思うので、これは条例改正が必要なのではないかとこのように思います。

そういう中で、今回の非公募で行うという決裁書を情報公開取りましたけども、この中で、これまで管理運営を問題なく実施している実情を含めて、今の財団に非公募で管理を指定するというふうにありますけども、管理運営は問題なく実施しているというふうはこの条例と規則の在り方で言えるのかというのがちょっと疑問、こういうふうに見てるということ自体がちょっと理解できないところがあるんですけども、この点についてはどのように考えられますか。

○委員長（陶山良尚委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（橋川史典） 指定管理者につきましては、事業計画書に基づいて、また事業報告とか評価シート等を提出してもらっております。その中で私たちもチェックをさせていただいております。そこで財団のほうが適正な団体であると、適正な運用をされているという判断をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 私から、令和6年度の利用者アンケートでは、文化スポーツ振興財団ですが、利用者の満足度が73.9%ということで、かなり私どもとしては頑張っていたらいいんじゃないかなという認識がございます。

今後につきましては、利用者さんと、あといろんなご意見等ございますので、そこを調整を図りながら、指定管理者のほうと連携して市民サービスに努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 最初申し上げましたけど、いろんな改善点なんかを要望されている市民の方がいらっしゃるという中で、利用者が多く増えてきて、市民の方からは高評価をいただいているというところのこれもそこがあると思うんですけども、そういう意味で、市側の対応ですね、市民から高評価を得てるけれども、それでもまだ満足してない方も実際いらっしゃるわけですから、その点は市の担当課としてもきちんと改善、解消できるようなことをしていただきたいなというふうに思います。じゃないと、指定管理者側も、新たな事業を展開したりとか、管理をきちんと行ったりとかいうことが難しくなると思いますので、採算性が低い施設を非公募で受けてるというところでは、苦勞もたくさんあられると思うので、その点お願いしたいなと思います。

以上です。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） 次に、議案第60号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですかね。

次に、議案第61号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

これから討論・採決を行います。

議案第58号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号について、可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第58号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」は、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成4名、反対0名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） 次に、議案第59号について討論はありますか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 一応賛成の立場で討論をさせていただきたいと思いますが、指定管理者の指定に際しては、指定管理者による適正な管理を市がしっかりと担保することが不可欠と考えております。長年にわたり指摘されてきた課題について、市は真摯に是正に向けた対応を進める必要があると思っております。

一方で、多くの市民がこの公園を日常的に利用されており、公共施設としての重要性は極めて高いと思います。

よって、先ほど申し上げた2点の対応是正が確実に実施されることを条件として、今回の指定管理者の指定については賛成といたします。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありますか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 反対の立場で討論いたします。

今、質疑の中でいろいろ回答ありましたけれども、一旦、市の直営に戻して、この運営自体を整えてから指定管理にまた戻すというようなことが必要ではないかと思っておりますので、今回に關しましては反対とさせていただきます。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありますか。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号について、可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 多数挙手です。

よって、議案第59号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」は、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成3名、反対1名 午前10時42分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） 次に、議案第60号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号について、可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第60号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」は、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成4名、反対0名 午前10時42分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） 次に、議案第61号について討論はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） この体育センターでございますけれど、最後討論で締めて、賛成の立場で討論させていただきたいんですが、1点、私調査に行かせてもらったときに、総務文教として、夏場行かせてもらいましたら、学校施設に全て空調機がついてるのに、体育センターだけついてないんです。物すごい暑い中で市民の方がプレーされてありました。この事態の是正についてはお願いを申し上げて、賛成といたします。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号について、可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第61号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」は、可決すべきものと決定しました。

〈可決 賛成4名、反対0名 午前10時43分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第64号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について

○委員長（陶山良尚委員） 日程第10、議案第64号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（井上信正） 議案第64号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。

本条例改正につきましては、3月の施政方針で「公共施設市外者料金設定」をうたっておりますように、観光客、参拝客をはじめとする市外者が多く訪れる本市において、受益と負担の適正化の観点から、市外の利用者に応分の負担を求め、市民と交流人口の相互発展を図ることを目的として、市外者の利用が多い大宰府展示館の入館料に市外者料金を設定するため、条例を改正するものです。

内容につきましては、市外者料金を現在の料金の2倍とし、大人400円、高校生・大学生200円とするもので、令和8年4月1日から適用するに当たり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

説明は、以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） 国の特別史跡は国民共有の財産であり、その関連遺構を保存、展示する施設にそういった市外者料金というのを設定する、設けるっていうのは、公平性において問題ではないのでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上信正） これにつきましては、令和4年度から令和6年度の状況ですけれども、現在入館料を頂いている方の約97%から98%が市外からの来訪者となっております。特に目立つのが外国の方で、令和4年度に110人だったのが令和6年度は550人と増加傾向にありまして、国籍も多様で、アジア、北米、南米、ヨーロッパ、アフリカ、オセアニアと全世界から来られている状況があります。これはいわゆる観光客の入館が増加している状況と捉えております。

一方、市外者からの収益が施設全体支出に占める負担割合は令和6年ベースで約17%と低い状況です。

こうした背景を踏まえ、市民の公費、税金負担分の公平性を保つ観点から、市外者に一定負担を求めるものと考えております。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） では、私のちょっとご質問に関しては、公平性には問題がないということですか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上信正） 特別史跡の覆屋ということもございますので、それに対して料金を取

れないということはございませんので、施設の維持管理ということを考えましては、負担いただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 海外の方は分かると思うんですけど、普通の方というか、福岡市の方とかその辺の市内・市外の区別というかな、確認みたいな方法はどうかされてるんですか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上信正） 受付で確認をさせていただいている状況がでございます。市内と市外の入館者に関しましては、令和2年度から令和6年度の実績から見ますと、大体10%から16%程度の割合の方が市内の方、それ以外は市外の方というふうになっておりますが、その中でも入館料をお支払いいただく割合となりますと、市内の方は3%台とかなり低い状況がでございます。今どちらかと申しますと、先ほども申しましたが、観光客の方の利用というのが多いという状況がございまして、そういったところから分析をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） よく計画の中に、水城館とか、文化ふれあい館とか展示館、その3つの施設を回るような、その辺の絡みで展示館だけ入場料を取るとするか、そういう計画みたいなのはあるんですか。3つ回ったら入場料がなくなるとか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上信正） 4館連携ということで、観光推進課のほうでスタンプラリーをさせていただいているところでございます。実は、入館料自体はお取りはしてませんけれども、来ていただいたというところでのスタンプを押したりとかという配慮はしていると思います。その中で、しっかり中を見ていただければというところのご案内もさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） 市外者料金を設定した場合の収入の見込みというか、そういったものはどのように考えてありますか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上信正） 今のところ収入が大体140万円ぐらいの収入がでございます。これを2倍にしたというところで、現在の想定としてはその倍の280万円程度になろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） これは条例改正になると思いますので、入館料がこの金額になって、指定管理の業者は、この入館料を取らなくてもいいということでもあるのでしょうか。ちょっと確認です。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上信正） 入館料、利用料金ということで指定管理の収入とすることができるものが条例のほうに書かれております。これにつきましては、指定管理料は、管理に必要な額から入館料等の収益を差し引いた額になりますので、今回の料金改定を踏まえた指定管理料での協定締結を考えております。言い換えますと、一般財源で賄っている指定管理料を今回の増収相当分に減額できるということになります。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 指定管理者自体は入館料を取らなくてもいいのでしょうか。条例上はそうなんだけど、運用のときに入館料を取らないほうがサービスが向上するとかいうような理由で取らないとかいうこともあり得るのでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上信正） 今回は、先ほどご説明したように、受益負担の適正化の観点から市外の利用者の応分の負担を求めることは、市のほうで判断させていただいているところでございます。減免につきましては、教育委員会のほうに申請を上げていただくというところで減免もできるような形になっておりまして、今のところ、指定管理者のほうから入館料を差し引きたいというようなことを言われてる状況ではございませんけど、そういった手続の方法というのはあるということでございます。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 馬場委員。

○委員（馬場礼子委員） 得られた入館料の充当先はどうなってるのでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 文化財課長。

○文化財課長（井上信正） 余剰金に関しましては、市に還元することになっております。指定管理の余剰金の取扱いに関しましては、指定管理料から修繕費等の変動費用を除いた額から5%以上の収益を上げた場合に、市に対しその超過分の収益の50%を還元ということになります。それを市のほうでも充当させていただいているというところです。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） それでは、よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 入館料の導入のときに反対をしておりますので、この値上げについても反対とさせていただきます。

内容については本会議のときに述べさせていただきたいと思います。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（可否同数）

○委員長（陶山良尚委員） そうしましたら、可否同数です。

よって、太宰府市議会委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が本案件に対する可否を採決します。

委員長は原案のとおり可決と採決いたします。

したがって、議案第64号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成2名、反対2名 午前10時54分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第65号 太宰府市長等政治倫理条例の制定について

○委員長（陶山良尚委員） 日程第11、議案第65号「太宰府市長等政治倫理条例の制定について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鳥飼 太） 議案第65号「太宰府市長等政治倫理条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書は19ページから23ページでございます。

今回の条例制定は、市長、副市長、教育長が高い倫理性を保ち、公正で民主的な市政運営を実現するための基準を定め、市民の信頼を確保することを目的としています。

この条例では、市長、副市長、教育長は、市民全体の代表としての立場を深く自覚し、誠実かつ高潔な行動を求めるとともに、不正や利益の偏向を防ぐための具体的な倫理基準を示しています。市長等は、自らの地位や権限を利用して金品の授受、不公平な契約処理、不当な採用推薦などを行わないことが義務づけられており、さらに、市民が政治倫理基準違反の疑いを持った場合には、選挙人名簿に登録された50人以上の連署によって審査請求を行うことができます。その審査は有権者及び地方行政に識見を有する者などで構成された政治倫理審査会によって行われ、その結果は市民に公開されます。また、市長等が職務に関わる犯罪で第一審の有罪

判決を受けた場合、職務の継続時には市民への説明が義務づけられ、判決が確定した場合には辞職が求められる仕組みになっております。

この条例は、市政の透明性と信頼性を向上させ、公正な市政運営を実現するための重要な条例となるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 条例の中身なんですけども、1つが、ほかの市町村も条例も設けているところがありますので、ちょっと幾つか見ていくところなんですけども、第2条に市長等の責務ってありますけども、市民の責務という条文を入れてるところもあるんですけども、今回入ってないの何か意図ありますかでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 総務課長。

○総務課長（鳥飼 太） 今回、まず市長等の政治倫理条例がなかったということがまず第1点ございます。その中で、まず、そういう状況を解消しようというところが主眼にありました。

それと、もう一つ、議員の皆様の政治倫理条例がございまして、そのことも足並みをそろえるということもございまして、まずそこを主眼に置いて作成させていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 分かりました。

それから、第3条の政治倫理基準のところなんですけど、第3条第3項、4項、5項と工事請負契約、それから市職員の採用などについても、結構詳しく載せてあると思うんですけども、この点についてご説明いただけますか。ここまで書き込んでないところもあるんですけど、ここまで踏み込んだ理由があればお願いします。

○委員長（陶山良尚委員） 総務課長。

○総務課長（鳥飼 太） 県内の各市町村の条例等を参考にさせていただいた部分もございまして、ここまで踏み込んでないところもございまして、かなり多くのところはこのような基準を設けてつくってあるというようなこともございまして、そういったところを参考にさせていただいて、こういった部分をつくり込みをさせていただいたという状況でございます。

○委員長（陶山良尚委員） 塚委員。

○委員（塚 剛委員） ありがとうございます。今回の条例制定につきましては賛成なんですけども、1つ大事なのは周知啓発が大事だと思います。つくりっ放しで終わらないということでもあります。特に、市民の方に具体的な内容がしっかり周知徹底できるようなところですね。そ

れはどういうふうに今後対応されるのか。それとあと、今度運用された後に、評価見直しがどのようなタイミングで、どのような運用状況を把握されていくのか。市の見解を求めたいと思います。

○委員長（陶山良尚委員） 総務課長。

○総務課長（鳥飼 太） この条例が施行されたというようなところを市民の皆様に広く知らしめるということが重要だというふうなご指摘の点でございますけれども、このことについてはホームページ等、また広報等、そういったことを通じて市民の皆様にお知らせさせていただきたいと考えております。

もう一点が、今後、評価見直しについては、12月に選挙も控えております。そういった新たな市長、それから新たな議員の皆様含め、そういった体制で見直しができたらというふうを考えております。そこは市の提案でありますとか、また議員の皆様からのご指摘も含めて、そういったタイミングがあれば検討していくというように考えております。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） よろしいですかね。ほかにはございませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 第6条の審査会の審査についてですけども、第6条の第2項に、審査会の職務は、市民からの審査請求を受けた、市民からの審査付託に応じる形って規定されているんですけども、市民からの審査請求自体を調査するというにとどまっている表現になっています。この審査会が市民からの審査請求を調査するだけでなく、審査以外に説明会を開催、主催すること。それから、市長の諮問を受けて、調査、答申、研究することがほかの市の自治体の条例を見ると盛り込んであるんですけども、このことについて、説明会を開催するのは審査会が行うべきではないかと思うんですけども、その点についてはどのような解釈になりますでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 総務課長。

○総務課長（鳥飼 太） 説明会は審査会が行うというようにならないかというようなご指摘でよろしかったでしょうか。今回の条例については、審査をするというところで作成をさせていただきます。他市の条例を見ますと、調査請求というようなところもございますけれども、今回は、審査請求に応じて審査をさせていただくというところで作らせていただいております。そういうことで、説明会についても、説明会ができるというふうになっておりますので、そういった要望があれば、説明会を開いていくというようなことで考えておるところでございます。

○委員長（陶山良尚委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） この条例上では、第6条の市長は、審査の請求を受けたときは、審査会に審査を付託するものとするというふうになってます。説明会も市長が決定権があるというふうに読み取れるんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（陶山良尚委員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 審査会なんですけれども、様々な、先ほども総務課長のほうから説明ありましたが、いろんな市町村で規定が、書きぶりが違ったり内容が違ったりというところがありました。我々は、まず、政治倫理条例が、いわゆる市長等の分でなかったところをいわゆる補完していくというところを第一の目標として置きまして、あと、そのような中で、近隣とか近いところというところでのいろいろ比較、検討、参考にさせていただきました。

今の審査会がまずは皆さんの請求を受けてという形での審査機関、その審査内容というのは、当然、皆さんにまたお返しするというか、説明していくという形になると思います。具体的ないわゆる説明方法とか説明会の在り方とかいうのは、これからまだ煮詰めていかないといけないところもございます。

先ほどのお話にもございましたが、様々な形がある中で、この条例がないほうが良いような事案も多々この中にあるわけですので、何も運用されないほうが市政が混乱なく進んでいるというところもございます。ただ、チェック機能や公平性、先ほど説明の中で申しましたように、うまく運営していくようにまずは今回上程させていただいて、行く行くは様々な市町村の中の形があるように、よりよい形等がございましたら、議員各位の皆様と一緒に協賛連携していきながら、よりよい形が検討していければなというところが今回の上程の中にも考え方としてございます。

以上でございます。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

よって、議案第65号「太宰府市長等政治倫理条例の制定について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前11時07分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 意見書第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書

○委員長（陶山良尚委員） 日程第12、意見書第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書」を議題とします。

提出者が委員として出席しておられますので、内容について補足説明がありましたらお願いいたします。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 地方財政の充実・強化に関する意見書ですけど、冒頭、議場で読み上げましたとおり、大規模災害、物価高騰、DX化、脱炭素、地域公共交通、極めて多岐にわたって重要な課題、なおかつ少子化も、私より皆さんのほうがご存じのように決算でかなりの人件費高騰、DX化もそうですけど、各地方かなり財政的に負担が強いられてきているので、県議会でも同じような意見書出てるので、各市議会でも国に対して、地方の声を国に届けたらどうかという意見書です。

○委員長（陶山良尚委員） それでは、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで質疑を終わります。

それでは、意見書第3号について、協議を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで協議を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

堺委員。

○委員（堺 剛委員） 討論、賛成の立場で討論させていただきます。

一点、この意見書提出の内容は是なんです、タイミングがもう少し早く出していただきたかったなということをお願いして、賛成といたします。

○委員長（陶山良尚委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（陶山良尚委員） 全員挙手です。

したがって、意見書第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対0名 午前11時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、全て終了いた

しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員）　　ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（陶山良尚委員）　　異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（陶山良尚委員）　　これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会　午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和8年2月17日

総務文教常任委員会 委員長 陶 山 良 尚